

ケレハ調力タキ事モアル時ハ四日・五日頃マテニ調
カエテモ一日ノ日付可然歟、コレ又時々ノ様子、人々
ノ了簡次第、

三日 宝円寺・天徳院
両刹・(機運)自分ノ寺參詣、

四日 御打初二出ル時ハ御異風才許より案内アリテ出ル、前かと時々ノ様子聞合セテ
可出、御作法書二年頭之事有之間略之、御打始ノ名書ハ異風才許差出スヲ懷中
スルヤウニ覺ユ、可聞合、

自分ノ年礼五千石已上相勉、類中暨組中ハ不残勤ル筈、心安キ頭分、平士たり
とも相勉ル義了簡次第

三月三日 御祥月、宝円寺のしめニ着替ル、御祥月ハ惣而のしめ、

四月朔日 もし足袋用イ候時ハ足袋ヲハキ候而出、御横目ヘ直ニ痛ニ而足袋用イ申旨

申入、御近習頭へ者不申入候間、御横目より伝達候様ニ申入候義も有之、
又ハ御近習頭へも申入事もアル歟と覺ユ、其時の様子次第可聞合、

七月十一日ル十六日迄之間ニ御廟拝礼、最初ニ 高徳院様・瑞龍院様 (平出・前田利家)芳春院様それ
より御代々様天徳院ニテ両御廟、高徳院様ノ御廟ノ拝礼所等ハ可聞合ヨロシキヤ
コレハ覺違歟、坂ノ上ニテ御三方様アリト覺へたるゆへ

芳春院様ニハ此家ニカキリ拝礼ライタシ來ルトミヘタリ、自分之廟所并類中等之義ハ
其時々ノ了簡次第、世間並もアルヘシ、

但シ、御在國ノ月番ヘハ參詣不成歟、御留守ノ七月ノ月番ニハ翌月ノ月番ヘ申入
御廟ニ拝參ノ間ハ助ヲ頼申義、昔ハ不指支之事、當時ハいかゝ哉時々可聞合、
一、私の年中行事八家來江対しての作法等もアルヘシ、これはよく々々しらへ出させ
候、而古例ニ先ハ違ハ又やうニ其上ハ時々了簡次第、

(別紙)

当家第六世
詠帰院（直方）君之記録
五世孫 直行識

一、廿一年、子二人を設ク、

一、廿一より廿四ノ頃迄困事色々難議アリ、御隱居思召立一
(※4) 御意ヲトクト拝聴シテ月番ニ向イ御請申

一、廿七の春之頃より 家嶺御不例にて四月三日逝し給ふ、哀歎之至リ、三日之日、御用番駿河守殿被參、馬場通り、御寝所ニ被參、御一生之御礼被 仰上ル、其時予服紗袴・上下ニ而御病床之側ニ罷在、一生之御礼申上候駿河守殿へ申述ル所、可達 御聽旨被申、表へ被退去、外之面々ハ尤不被罷通、筋之間上之間江御遺言箱御封之まゝ持參、駿河守殿へ相達、御封印被申候様ニ申達候処、中將様江之御一封・加賀守様江之御一封別々ニ被認、封印ニ而被相渡、請取る也、箱之上之御封者箱ニ入遣被申候故、被相渡時分者箱ニ八封ナキ也、

〔未書〕 家嚴卒去之日、貞一兄へ自分遺書之事及示談候処、万一不慮之事有之候ハ、宜取

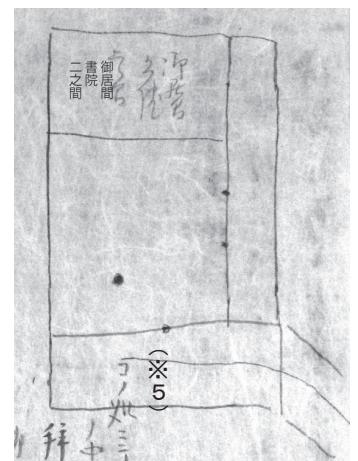
計心得之様ニ被仰候故、別ニ遺書ハ不認、新知之間之御礼一通り之遺書ニてさし置也、其上美子有之事ニよつて也、然れども人々之心得も有之事ニ候間、夫々ニ示談儀候而ワケ立オクヘキ事也、其調方等者其時々之了簡もアルヘク、似寄申振合もアルヘク候間、とかく示談候而よきとおもふ人に示談スヘキ也、

一、六月朔日出仕相済、家督之申渡も有之、此時八檜垣ノ間上之御縁類屏風囲ニ而被申渡、家之座列之趣

御用番へ被達、宜候
八超宗院様御覺書二
〔前田直房〕
ハ、達候様ニ申聞ル、是
有之を以申聞ル也、六日
見習被仰付ル、

十五日御表へ罷出候節八家列之通、

一、見習被 仰渡之節八前日御用有之旨迄承ル、常服ニ而罷出ル、溜りハ檜垣ノ間ニ之間屏風囲ニイツモノ通罷在ル、御前へ被召日月番被申聞ならし有之也、
(⁴ワキサシハマカリロウカノ屏風ノホカニテトル、誘引ハ御用番、モソトモワキサシヲサス、」



「⁵」
ノフ処ニテ御礼申上ルト、コレヨト御意アルトキ、一畳目ノ中程マテ膝行シテ出ル

(※4) 御意ヲトクト拝聴シテ月番ニ向イ御請申

上ル、月番御取合セアリ、コノ処ハ時々ニより少シツゝ違アルカ、ナヲ其節々々ノ時宜・ナラシニ隨フヘシ、跡書コヨト

ソトハ不覺事セアリ、「一、叙爵被 仰付候御内意有之後痛ニ而出府難計旨ニ而御断申上、始終委曲紙面アリ、痛ニ而久敷引籠罷在候中、御勝手方等主付勤ル、色々之事とも是又別紙に

あり、御改法の頃より忍而罷出ルニ付、被仰出等色々別紙にあり、御騎射御中に付等拝領也、是又夫々示上、右之通ニ而殊之外御懇之事共もアリ、鶴杯見物候様ニ被(一五)仰出候而金谷奥ノロニ而見申事坏いろいろのことあり、

一、十六ノ正月前髪取候時、山吹之間ニ而御盃被下候義、國行之刀拝領、

(以下18行分原本程空白)

公私年中行事

元日 御在国六時登城

半上下ニテ罷出、長上下ニテ御城ニテ着替ルモアリ、

長上下ニテ宅より出ルモアリ、人々心々時々ノ様子次第、長上下ニテ出ル時ハヒキオロシ、別席ノロニテヒキオロス人モアリ、コノ方体ヨロシクミユル、互ニ年賀ノ挨拶アリケリ、此外御作法書ノ通り、合点ノユカヌ事ハ、ソノ時々ニ習フ、マタナラシモスヘキ也、

家礼ハ時々ノア了簡ニマカス、大カタハ昔ノ仕形ヨロシフルキニカエスヘキ事ナリ、早朝歛退出後歛に調ヘタルト覺ユ、若心イソカワシヲサス、」

一日 每年遺書調替ル日也、

へハ、手ヲ付テオル也、直ニ柳ノ間江御出有之時者、下座も引、其時尤中座也、無拠事有之候而、定申義も不苦候へとも、先ハ立申義ハ無之歟、自分ニ手水等ノ事毛勝手ニ立申訳ナカラ心得有之候へハ、不立方ニテヨロシカルヘシ、御礼人等有之節、

同公之心得ハ有之旨也、大和守殿御用

番ノ節、子共御礼之節、小柄トヤラヲ

オトシ申義有之、又ハ柄ハシリ申事有

之節ウロタエマスナト被申事有之旨御

咄也、西尾隼人年頭御礼ノ節小刀ツカ

ハシリ候事有之、右ノ手ニテツカラオ

サエテ引被申様ニ有之候、同公所へも

不被出不敬之趣ヒカエ可申哉之旨組頭

マテ被申達、其義ニ不及旨ニテ相済候義

も有之也、御礼人等有之節同公之時ハ凡

而年寄中末座ニ罷在也、

二日、謡初ノ節ハ御作法見物ニ罷出ルニ

付、半袴ナリ、

此外ハ御作法書之通也、二月之朔日 の

しめの事、此年僉儀有之躰ニテ、のし

めニ着替申様ニ覚ユル、

(※1) 十七ノ六月十日御城ニテ所付、御算用場

奉行も請取、檜垣ノ間也、

三月廿三日、新知之御判物頂戴、服紗小

袖・布上下ト覺ユル、御判物上包いたし、

箱二人、御用番等へ普為聽アルヘキナリ、

御礼勤アリ、コノ日若火事ノ節御仏殿・

別當屋敷へ可罷出旨被 仰出旨御用番被

ヘハ、手ヲ付テオル也、直ニ柳ノ間江御出有之時者、下座も引、其時尤中座也、無拠

事有之候而、定申義も不苦候へとも、先ハ立申義ハ無之歟、自分ニ手水等ノ事毛勝

手ニ立申訳ナカラ心得有之候へハ、不立方ニテヨロシカルヘシ、御礼人等有之節、

同公之心得ハ有之旨也、大和守殿御用

番ノ節、子共御礼之節、小柄トヤラヲ

オトシ申義有之、又ハ柄ハシリ申事有

之節ウロタエマスナト被申事有之旨御

咄也、西尾隼人年頭御礼ノ節小刀ツカ

ハシリ候事有之、右ノ手ニテツカラオ

サエテ引被申様ニ有之候、同公所へも

不被出不敬之趣ヒカエ可申哉之旨組頭

マテ被申達、其義ニ不及旨ニテ相済候義

も有之也、御礼人等有之節同公之時ハ凡

而年寄中末座ニ罷在也、

二日、謡初ノ節ハ御作法見物ニ罷出ルニ

付、半袴ナリ、

此外ハ御作法書之通也、二月之朔日 の

しめの事、此年僉儀有之躰ニテ、のし

めニ着替申様ニ覚ユル、

(※2) 三月廿三日、新知之御判物頂戴、服紗小

袖・布上下ト覺ユル、御判物上包いたし、

箱二人、御用番等へ普為聽アルヘキナリ、

御礼勤アリ、コノ日若火事ノ節御仏殿・

別當屋敷へ可罷出旨被 仰出旨御用番被

申渡、初而御用被 仰付添之旨御請申述

ル、

御発駕之日、一人御前江被為召、前かと

年寄中召様等被教

（※3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

（1）（2）（3）

殿助様へ始而罷越也、

一、十二ノ四月十日、金沢大火之事、火事羽織を着て、門二出で見物する。次第二大
火二なり、夜五時頃下屋敷へ立り迄座付へ用二罷越、翌朝四つ時頃歩二而帰ル、
同十九日朝御中症御発病、朝五前二髪ヲ結せ而ある時、門より主殿助様被為入と申
と部屋へ聞へ、早キ御出与扣ル処へ、表も案内ありて其まゝ表へ出ル、

五月一日、御氣色御尋として小堀牛右衛門御表小將被成下、御肴御拝領、御寝間二而
御意御拝聴、筋之間上之間江牛右衛門着座之上、予江御意之趣可演旨二而、津田内
記予二指添礼、闇ノ中江入、内記八敷居之外二扣らる、御意拝聴、御請八重而罷出
申上と覺ゆる也、六月二日御城中金具拾ヒ一罷出ル、細袴・羽織也、三、四日罷
出其後八止、罷出ル、ことに馬也、図書殿の栗毛ノ馬ヲ借用ス、九月廿七日縁組御
願之通被仰出、村井鞆負殿へ罷越、但シ為御礼

御用番長九郎左衛門様へ罷越、

一、十三ノ正月四日金谷御殿二而年頭御礼申上ル、

御用番長九郎左衛門様へ罷越、

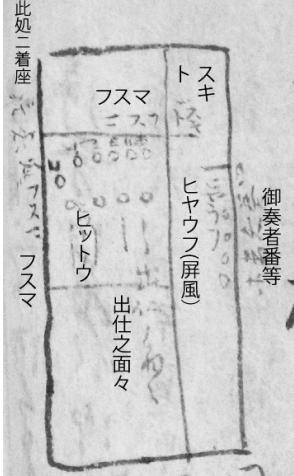
一、十五ノ正月六日、角入袖下留ル、秋風ヲ拝領、

一、十六ノ五月四日、御用有之旨二而可登城旨、
御用番より来旨仰下され、四時頃着練給

ル、被仰渡之節之ならし可仕旨二而年寄中檜垣ノ間ノ上ノ間二而罷出、柳ノ間ノ縁類二屏風固ニ而溜り在之、御請之趣中
也、罷出ル節、裏式台より罷出、柳ノ間ノ縁類二屏風固ニ而溜り在之、御請之趣中
山義右衛門ヒソカ二申納ル、被仰渡

之節左之通台紙之趣被仰渡、當座之
御請之上、年寄中等へ向、一礼仕ル、

重而布上下二相改、罷出ル節ハ誘引之
方結構ニ被仰付、難有仕合奉存旨取合
有之、御用番の方へ向イ目礼二而退ク
也、座列之覺書八御用番溜りへ持參二



而被相渡と覺ユル也、退出之砌より下座呼、助右衛門殿同道ニ而会釈の様子等見習

フ也、翌五日檜垣ノ間二ノ間屏風固ニ而留ル、柳ノ間出仕之面々江謁之節ノなら
し、助右衛門教らる也、同日両御寺へ七右衛門殿同道ニテ拝參也、天徳院八御縁類
ニ而拝礼、未焼失前なり、宝円寺ハ吉蔵ノ扉ノマエ也、類焼後なり、管傳ノ僧ニ日
礼ス、カエル時分ハ長老縁類ニ出テ挨拶ス

和尚江達度時ハコノ長老へ申入ル、ト書院へ通ス、九日二八、喜六郎殿江小立野ニ

而御出合申、蹲踞いたし為之処、御乗
物より御下リ被成へき様ニ相見へ候ニ

付、御召被成候程ニ申上候処、御召た
る御挨拶なり、其後罷帰義ニ候処、左

様ニ申上ルハ、不可然旨ニ而重而ら不
申上ル、御下垂ニ而御挨拶也、尤鑑八(一三)

申上ルハ、不可然旨ニ而重而ら不
申上ル、御下垂ニ而御挨拶也、尤鑑八(一三)

申上ル、御下垂ニ而御挨拶也、尤鑑八(一三)

申上ルハ、不可然旨ニ而重而ら不
申上ル、御下垂ニ而御挨拶也、尤鑑八(一三)

此處ニ着座

た。

本文中に適宜読点(、)と並列点(・)とを加えた。

文意の通らない文字には右傍らに(ママ)と注し、明かな誤字・脱字については右傍らで適宜補訂した。また、重複した文字がある場合には右傍らに(衍)と表記した。

抹消部分がある場合には文字の左側に×を付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

虫損・破損などにより判読できない文字は などで示した。

表敬の欠字や平出は、一字あけ、平出の場合には(台頭)と注記した。編者の付した傍注には()を付した。

原本部分に空白がある場合には、(原本空白)などと注記した。

なお、本文中、職業・身分や身体などに関する卑称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

(表紙) (タテ) | 〇・一 | 〇 × 〇 | 一 四 〇

一代之雜事

一、はしかは六計ノ年、奥ノ書院をかこふておるなり、

一、いもは、ハツノ春七種ノ粥を祝ふておる時やミ出して書院ノうしろの部屋にあるなり、

一、七ツ計ノ年書院のうしろの間二清香院様御座なされ候時、長四郎来りて逢事あり其時根付をとりかへてあそひたる也、

一、多喜姫様をも、かすかにおぼえたり、おかね様の御新宅へとまり二いかれしをうらやましく思ふての事也、

一、七ツ計の時、直方栗原父大音厚助典膳様と川江つれたちて行たる事あり、

一、ハツノ四月朔日迄三治郎といふ、朔日嫡子二御願之通仰出され候而九八郎と之名をかう、これまでハ梅のはなの紋を付、此日より梅鉢の紋になる、千鳥の間の横の三畳敷をたまりとしてをる、そのままへとし歎、いろはの御手本を一本被下、それより喜右衛門になる、このとしよりことく馬を高砂の廊下二両のる、栗毛の馬にはしめておる也、長屋続に典膳様の部屋ありて、その処へ此年つづる、此年御田附とて松平頼母殿・大河内善兵衛殿とて来らるゝ時、式台の敷付江来たり、書院二而御目にかゝり候時、頼母殿印籠より芥子籬をいたし給る事あり、名乗・あさなの折紙も此年下さるゝ、唐真鎧二両角の印も下さるゝと覺へたり、清香院様七十の賀のいわいありて、御隠居所へゆく事あり、この年盆の時分野田へ召連られて始めて廟参す、大きなる寺を三にておぞろしく思ゆ、御先へかへる事あり、御参詣坂をとほりしなり慰めのため也、

一、九ツの元日、山吹の間二而太刀目録二而御礼申上、番頭披露する、其馬代一貫文ハいつも下されると覺たり、

一、十の四月三日、はじめ黒の馬にのり、桃雲寺へ参詣、此時栗時絃の鞍ト下せらるゝ、此年十一月十六日に名を内匠と改候様二被仰下、来年の春御田見の御願也、前かと木工・宇右衛門・内匠と三つ名を御調被下、いつれにも改候様二被仰下候二より、いつれとも御意次第の旨申上ると覺ゆ、

一、十一の正月四日、六ツ半時頃部屋二而、のしめ・布上下着用候而、主殿助様御同道二而御城へ出ル、裏御式台よりあかり、矢天井の間屏風二而溜り駒沢庄大夫、先へ籠出、溜りの左カ二居り、御太刀目録溜り二置、御礼のならしいたし御間を見物する、御礼前青山二三を初、三な板縁二列居すれとも、やはり矢天井の間二御太刀目録を前二置、相待籠在ル、勿論溜りよりハ籠出でる也、御礼八御小書院御縁類一畳目与覚、御奏者今枝織人二而、御太刀の置所心得違而置といへとも、御列居之時、御顔二而御あしらい被成ゆへ、ならしの処二而御礼申上ル、御礼二御目番遠州、相勉ル節八七右衛門様御同道也、此年欽主殿助様御嫡女山崎庄兵衛へ婚礼の節、主

- (7) 加越能文庫(請求番号 一六・四一一一七)
- (8) 「加賀藩史料」第八編 明和元年元日条
日置謙編『改訂増補 加能郷土辞彙』(昭和四八年の復刻版、北国新聞社刊による)
- (9) 「ウケトリヒケシ 請取火消」項参照
- (10) 加越能文庫「金都柱石史」(請求番号 一六・三四一九四)
- (11) 石川県図書館協会刊のものを参考とした。
- (12) 八家叙爵の手続きについては、元禄四年の本多政長・前田孝貞の佐藤孝之氏の詳細な検討がある(「加賀藩年寄の叙爵をめぐって」橋本政宣編『近世武家官位の研究』続群書類「従完成会」、一九九九)ほか、最近、清水聰氏がその意味付けを考察された。(清水氏「元禄期加賀前田家における諸大夫家の再興とその意義」『地方史研究』三四四号、二〇一〇)。なお、かつて私も直躬叙爵の経緯について触れたことがある。(「前田直躬の叙爵」石川県史だより、34号 石川県史編さん室 一九九五)
- (13) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館一九八五)、『武家儀礼格式の研究』(吉川弘文館、二〇〇三)
- (14) 渡辺浩一『御威光』と象徴』(『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七所収)
- 翻刻
「一代之雜事」(前田土佐守家資料館蔵、家政一八二号)
- 「前田土佐守家資料館所蔵品目録」(金沢市一〇〇一)では資料名と「一代之雜事・公私年中行事」とするが、拙稿では、原史料表紙に記された「一代之雜事」を採つた。
- 【凡例】
- 原史料の翻刻にあたつては、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一すため、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。
- 字体は常用漢字を原則としたが、合わせ字の「ら」や「歟」「扣」「并」などは原文どおり表記した。
- 変体仮名は仮名に改めた。ただし、茂・而・者・江・与などはそのままし

(参考)

前田直方略年譜

年代	年令	内容
寛延元年 (1748)	閏10月27日	1歳 誕生。幼名三次郎
宝暦5年 (1755)	4月1日	8歳 長兄直履の死亡につき、嫡男となる。九八郎と改名
宝暦7年 (1757)		10歳 内匠と改名
宝暦8年 (1758)	正月4日	11歳 初御目見え
宝暦13年 (1763)	正月6日	16歳 元服、三左衛門と改める
宝暦13年 (1763)	5月4日	16歳 新知2500石拝領
宝暦14年 (1764)	3月22日	17歳 御仏殿并別当屋敷請取火消
明和3年 (1766)	12月22日	19歳 八家前田孝資の娘と婚儀
安永3年 (1774)	6月1日	27歳 家督相続。月番・加判に就任
安永3年 (1774)	6月6日	27歳 年寄中御用見習
安永3年 (1774)	7月1日	27歳 月番・加判に就任
安永4年 (1775)	5月24日	28歳 勝手方御用主附となる (~ 8月19日)
安永6年 (1777)	5月15日	30歳 人持組頭
安永6年 (1777)	12月26日	30歳 叙爵し土佐守を称す
寛政元年 (1789)	9月2日	42歳 月番・加判、御勝手方御用を免ぜられる
文化3年 (1806)	9月10日	59歳 月番・加判(再)
文化7年 (1810)	6月1日	63歳 勝手方御用主附(再)
文化9年 (1812)	12月15日	65歳 隠居し、近江守を称す
文政6年 (1823)	11月20日	76歳 死去

級藩士である加賀八家の幼少期からの武家作法や儀礼、金沢城の関わりについて、その一部を記述に従い紹介してきた。これまで武家儀礼については、室町期から江戸初期の、とくに幕府における儀礼のありかたについて追及した二木謙一氏の成果があるが⁽¹³⁾、その後の儀礼のあり方、諸藩の儀礼をどのように考えていくかが課題となっていた。また、江戸城での儀礼を追求し、『圖解江戸城をよむ』(原書房刊、一九九七)や『綱吉と吉宗』(吉川弘文館刊、二〇一〇)等に結実した深井雅海氏の研究があり、これらを承けて、拙稿では、江戸中期の大名家上層部の儀礼のありかたにメスをいれた。

加賀藩においても、一ノ丸御殿で展開される儀礼を通して整った身分秩序を形成していた。とくに元日の儀礼においては、それぞれの正装を通じて身分秩序を視覚的に体験し、毎年自らの立ち位置を確認していくことが儀礼書や藩士の日記などから伺える。いわば諸藩における城内儀礼は、藩内の整った秩序を維持するために、おそらく幕府などの作法・もしくは武家儀礼をも踏襲して取り入れ浸透した、いわば、戦わない世の中にあって強さを誇示すとともに、支配組織全体を畏怖すべき輝きで包むその光源としての将軍の「御威光」を大名たちが受けとめ、さらにその家臣団へと照らした⁽¹⁴⁾。いわば上からの秩序創出・維持装置であつたと言えるであろう。藩士たちは、それを肯定的に受け入れ、自らを官僚的な機構を構成する、組織の一員に位置づけた。江戸における将軍と大名の関係は、諸藩においては、大名(藩主)と藩士との関係に相似的に置き換えられ、今度は藩士とその家臣(陪臣)との関係へと反映された。儀礼は、将軍を頂点に、その「御威光」を藩陪臣まで浸透させる媒介の役割をもはたしていた。

直方は、庶子から嫡男となり家督を相続していくが、その過程で名乗りの変更や元服の折などの「家の作法」から一ノ丸御殿を舞台とした「藩の作法」への広がりを見せた。とくに後者では、人生の節目において藩主とのつながりをその都度確認してきたことが読み取れた。

考えてみれば、家督相続以前から、家督を相続し、「一生之御礼」を申し伝えて没するまで、将軍権力を背景とする藩主との関係をたえず意識しながら藩士としての勤めをはたさなければならなかつたことになる。近世、とくに江戸中・後期の武家儀礼については、これまで十分検討されてはおらず、武家社会にとつて儀礼がどのような役割を果たしていたのか、十分評価していくべきであろう、今後の課題として残されている。

[註]

- (1) 前田土佐守家資料館蔵「養子願難心得旨被仰出書」家政四一〇
- (2) 石川県立郷土資料館「加賀藩年寄役 前田土佐守家文書目録」解題 一九八六
- (3) 前田土佐守家資料館には、「起居録」や「日次私記」などと題された、延享二年から明和二年に至る直躬自筆の日記が残されている。多くの藩士の日記が城内での(一〇)儀礼や政務、藩主・藩士たちの動きに注目する公務日記的な性格を帶びているのに対し、本日記は、政務や城での出来事に関する記述はほとんどみられず、プライベートな記述が大半であり、逆に大身の生活について活写する内容となっている。
- (4) 遠田勘右衛門は、六代藩主吉徳の傳であり、人持組の士である。その日記「遠田日記」は、現在原本は確認されておらず、明治期の写本が金沢市立玉川図書館の加越能文庫に架蔵されている。江戸中期の藩政をみると、重要な内容が見受けられる。
- (5) 「太梁公日記」は、前田育徳会所蔵。四十冊。現在長山直治氏の手により翻刻作業が進められ、現在三冊が続群書類從完成会・八木書店より刊行されている。
- (6) 大野木克寛は、知行一六五〇石を有する人持組の藩士で、儀礼を司る奏者番を勤めた。金沢市立玉川図書館加越能文庫には、三三二冊に及ぶ自筆の日記が所蔵されている(請求番号一六・四〇一七八)。最近、長山直治氏監修のもと、高木喜美子氏の手によって全文が翻刻された。(桂書房刊、二〇一一)

かし、それ以上の具体的な解明については今後の研究に委ねられている。

一方、月番に関しては、十一代治脩の日記をみると、月番の年寄は毎日九つ頃に御居間書院に召され、あるいは、参上し、藩主の決裁を仰がなくてはならない藩内の人事や政策等について打ち合わせている。

月番・加判を任せられている年寄等がこれを省かれるというのは、政務に携わらない立場となることであり、一種の懲罰を意味していたとされる。

9 叙爵と勝手方主付

最後の項目には、叙爵と勝手方主付任命に関する記述がある。土佐守家では、四代直堅が元禄十五年に近江守になつて以来、九代直会を除いた六名が従五位下に叙任し、受領号を称した。直方は安永六年十一月に土佐守に任官する。「一代之雜事」で、「一、叙爵被仰付候御内意有之儀、痛にて出府難計二而御断申上」とあるのは、叙爵の御内意があり、「御礼」のため江戸表に行く必要があったものの「持病の御氣相」のため発途を延引したということを示している。「家譜」によれば、実際に江戸に向かうのは安永八年三月二十六日のことで、江戸の御貸長屋に何とか到着し、幕府老中に廻勤、挨拶している。

ついで、安永八年九月、勝手方御用に任せられている。勝手方御用は、享保十七年に指詰まつた藩財政に対応するために年寄・家老のなかから選任されたものを嚆矢とし、父直躬もこの職にあつたことがある。いわば、藩財政特任の職であった。

10 「公私年中行事」の記述

本文は、ほぼこれで記載を終えるが、本書末尾には、「公私年中行事」が付され、粗々としたものではあるが、元日からの慣習を略記している。土佐守家の行事の一端が明らかになつてくるのであわせて紹介したい。

結びにかえて

以上、八家前田直方の場合を例に、「一代之雜事」を通じて、加賀藩の上

藩主在国時、元日における金沢城内の朝は早く、儀礼を担当する奏者番は、朝早くから準備に追われた。八家は六つ時に登城することになつて、服装は長上下であり、自宅から着用のまま着用する者、半上下でいたが、服装は長上下であり、自宅から着用のまま着用する者、半上下で登城し、城内で着替える者色々だという。

二日は毎年遺書をしたためる日であり、早朝か、あるいは城から退出したのちにしたためる慣習となつていていたようである。四、五日頃までに書く場合もあるが、二日の日付にする」ともあるようである。

三日は、両刹すなわち藩主家の菩提寺である宝円寺・天徳院、そして自分の寺こと野田の桃雲寺に参詣する。

四日は御打初。そして三月三日は御祥月、つまり藩祖で土佐守家にとつても先祖にあたる利家の命日あたり、熨斗日で宝円寺参詣を行う。ただし、利家は慶長四年閏二月三日に没しており、この年は三月三日に参詣した。

四月一日は城内での足袋を着用を解く日であり、足痛であるとして横日に断りをいれることもあつたといつ。

七月十一日から十六日の間で野田山の藩主家の廟所に拝礼する。ここで高徳院=利家、瑞龍院=二代利長、芳春院=利家正室まつ、そして代々の墓所に参詣する。注目すべきは、「芳春院様ニハ此家ニカキリ拝礼ヲイタシ来ルトミヘタリ」との記述で、これは、藩士では土佐守家だけが芳春院の墓所に拝礼してきたという意味であるつか。現在の土佐守家においても芳春院の存在は大きいが、利常に一代直之を仕えさせ、土佐守自らの所領を分け与えた芳春院に対する恩義は計り知れないものがあつた。藩政期における芳春院に対する思いが伝わつてくる。

かねてから病気がちとなつてゐた父直躬は、安永三年一月中旬ころから体調不調であったが、三月下旬よりは次第に重篤な状態になつており、ついに四月十三日に六十一年で没した⁽¹⁰⁾。死に臨んだ直躬は、藩主に対する「一生之御礼」を御用番前田孝昌(駿河守)に伝えた。孝昌は土佐守邸の馬場通りに御寝所へと赴いた。直方は、服紗袴上下で父の病床に付添、孝昌を迎えていた。ここにも細かい作法がありそうである。

喪があけた六月一日、直方は正式に家督を相続し、一一〇〇〇石(与力知一〇〇〇石)を領することがみとめられた。その前日に御用番長連起より召状が到来し、登城したところ、檜垣の間の縁類で年寄中・家老中列座のなかで村井長窓(又兵衛)誘引のもと御用番横山隆達より直躬の遺知を相違なく相続するよう申し渡された(家譜)。これに伴い、それまで新知として拝領してきた一五〇〇石は除かれている。こうして八家当主の一員に加わった。江戸中期の例をみると、八家の人々は、家督相続後、御用見習から加判・月番を命ぜられ、それより人持組頭、人持組頭から叙爵するケースが多かつた。しかし、本多家と前田土佐守家は、藩内でも特別な存在であった。本多家の場合、家督相続後一年後には早くも叙爵し、相前後して人持組頭、それから月番や加判、そして公儀御用や金沢城代となるというコースをとつた。

土佐守家の場合は、家督相続後御用見習等を経て月番・加判、人持組頭、相前後して叙爵し、その後勝手方主付を務めていて、標準的なコースを経ているが、座列の面で優遇されていた。

家督を相続した直方は、横山河内守の次、長九郎左衛門の上の座列とされている。時代は下るが、化政期に記された、湯浅祇庸「藩国官職通考」⁽¹¹⁾によると、八家に関して、諸大夫については「先官次第」、すなわち、叙爵し、受領名を称した任官順で座列が決定されるとし、諸大夫に続く座列に

ついては、知行高が原則とされるが、「組頭命ぜらる内は、高知と雖ども組頭次列」とあるように、人持組頭就任者が優先され、上座となつた。この原則によれば、本多家の場合、家督相続後まもなく叙爵することで、直ちに八家のなかでも座列上位となりえたのだといえる。

また、「藩国官職通考」に、「前田主税(石野註 前田主税直時のこと、直方孫)家は、前々より組頭たらざる前も、諸大夫次列組頭の上座たり」とあるように、人持組頭となる以前でも諸大夫の次位に位置するとされている。諸大夫たる横山隆達(河内守)の次で、人持組頭長連起(九郎左衛門)より上座とするのは、「藩国官職通考」の原則が、直方の場合でも当てはまつていたことを示している。藩主家の兄の系統であるとともに、芳春院の血筋ということに由来するものである。

さて、家督を相続した直方は、五日後の六月六日、年寄席御用見習を仰せられ、年寄としての勤めの一歩を歩み始めた。

御用見習を仰せ渡されたときの様子については、溜りは檜垣ノ間⁽¹²⁾の間を屏風囲いで、藩主との対面は、御居間書院で行われた。直方はここでも図示して藩主とのやりとりをしたためている。「コノ処ニテ御礼申上ルト、コレヤト御意アルトキ、一畳目ノ中程マテ膝行シテ出ル、御意ヲトクト拝聴シテ月番ニ向イ御請申上ル、月番御取合セアリ、コノ処ハ時々ニより少シツト違アルカ、ナヲ其節其節ノ時宜・ナラシニ隨フヘシ」などと藩主の御意を聴いた後、月番の老中に向かい「御請」したとの概要である。

十六日には、家督相続の御礼のため登城し、檜垣の間で御礼を行つ。そして一か月も経たない七月一日には、早くも月番・加判となり、藩政にたずさわる立場となつた。

月番・加判についての詳細は不明である。加判については、「改訂増補加能郷土辞彙」⁽¹³⁾に「年寄衆のうち政務に参与し、月番の起案した書類に署名を列するものをいうた」とし、八家や家老の中から選ばれている。し

ついで直方は、この年の五月四日に新知二五〇〇石(与力知五〇〇石)を藩主より拝領する。加賀八家の嫡男は、原則として家督相続前に一五〇〇石(うち与力知五〇〇石)を藩主より拝領するのが通例であり、御宮請取火消などの職に就くケースもあった。

「一代之雑事」によると、御用番の召し出しによって登城した直方は、裏式台より御殿内に入り、柳の間縁類を屏風で囲み、ここを「溜り」とした。そして年寄中が檜垣の間上の間で見守るなかで仰せ渡しの際の「ならし」をおこない、本番に備えた。

八家の村井長寄(又兵衛)の「年寄席日記」によれば、四つ時に登城した直方は、檜垣の間上の間で年寄中や家老役列座のもとで、義兄でもある奥村栄軒(助右衛門)の誘引のもとで出座し、御用番家譜によれば横山山城守隆達から新知を申し渡された。「一代之雑事」では、直方の所作について、より詳細に記載しており、「当座之御請」のため列座する年寄中等へ向いて一礼し、重ねて布上下に着替えて出座し、その際誘引役をつとめた助右衛門に一礼するとともに御用番の方に向かい目礼して退座している。

新知拝領は家督相続を見据えたものであったとみえ、父直躬が近年病身であつたことが拝領の理由にあげられている。それは、直躬が新知拝領した時も同様であった。新知の知行所付は、同年六月十日に登城のうえ檜垣の間で算用場奉行から受け取つた。

また、「一代之雑事」では、藩主が江戸にむけて発駕する際、御居間書院で挨拶するときの拝謁の仕方や、橋爪門脇に出て見送る際の作法が図示されている。

7 新知拝領後の登城

宝暦十四年の元日には、新知を拝領して初めて元日の「御礼」のため登城した。藩主重教は、前年の宝暦十三年四月、江戸より帰国した。宝暦十一

年九月に金沢を出立してから二年ぶりの帰国であり、宝暦十四年元日は、いわば、二ノ丸御殿竣工後初めて藩主在國のもとでの儀礼となつた。頭分以上は、六時に長袴着用で登城し、柳の間で御礼、若年寄以上は檜垣の間で御礼しており⁽⁸⁾、さきにみた安永元年のものと同様である。

直方も登城し、「年寄中席ヲ屏風ニ而囲」い、ここを「溜」とした。「手水等ニテも年寄中カソシヨヘ行、朔望等檜垣ノ間ノ時八家老方のカソシヨヘユク事モアリ」として閑所にまで身分による使用があつたことが伺え興味深い。

ところで、(一)「一代之雑事」では、幼少の藩士もしくは、その子弟が登城した際のエピソードをあげている。「大和守」が御用番の際のこと、子供が藩主に「御礼」にいくと、緊張のあまりか、小柄をおとしてしまつことがあつたという。「柄ハシリ申事」があつたので、「ウロタエマスナ」と述べ⁽⁷⁾ることがあつたという。御用番を勤めた「大和守」は、八家の横山貴林以外には該当者がない。貴林は、直方が誕生した寛延元年に没していることから、直方が直接大和守より聞いたことはありえず、その子隆達(大膳・求馬のち河内守)の誤りか、他者よりの又聞きを載せたのかもしれない。

また、人持組西尾隼人が、年頭御礼において作法不手際で、藩主への不敬になりはしないかと、差し控えを覚悟したのも城内儀礼が藩主に対する「敬」の具現化であることを示しており、作法の不手際は、藩士の主君への「敬」を傷つけることを意味していた。いわば、御殿の儀礼空間は、藩主への「敬」を試される場でもあつたのである。

ついでこの年、直方は、御仏殿并別当屋敷請取火消を命ぜられた。御仮殿并別当屋敷請取火消とは、城外に所在する徳川氏の廟所の消防にあたるもので、大身の人持の役であった⁽⁹⁾。御宮請取火消などとともに、見習的な職であつた。

「一代之雑事」に登場するその後の金沢城での儀礼は、まさに、儀礼空間たる表御殿が不完全な状態の時期に行われたものであった。

宝暦再建後における儀礼のあり方については、これまで検討されてはこなかつた。そのため、「頭書日記」(前田土佐守家資料館蔵)によつて安永元年の年頭儀礼を略記してみよう。

「頭書日記」は、藩政の動きを項目的に記す史料で、筆者は不明である。

土佐守家伝来のものは、字体から直躬の手跡によるものとみられる。

安永元年の元日といえば、前年に十一代治脩が異母兄重教より家督を受け継ぎ、藩主として初入国をはたしており、越年した。いわば藩主として初めて金沢で藩士たちの年頭拝礼を受けた日なのである。治脩の動きについては、彼の日記である「太梁公日記」⁽⁵⁾に詳しいが、「表ら案内次第出座、其外如作法附、故ニ爰ニ署ス」として儀礼そのものについては、別記しているとして省略している。「一代之雑事」によれば、諸士は、六時登城し、檜垣の間で諸大夫・年寄中・奥村助右衛門(橋次郎の誤りか)・前田三左衛門、家老役・若年寄役が藩主への御礼を済まし、病中の土佐守の使者が挨拶をした。ついで、鶴の包丁、そして、今度は柳の間で人持・頭分、奥小将・表小将・大小将横目ら、御居間書院では「近辺之平士」が、舟の間では表小将らがそれぞれ御礼申し上げた。すなわち、大筋でこれまでどおりの儀礼のありかたをベースとしながらも、諸大夫の年寄から若年寄まで同一の部屋で行うなど、表空間が大火以前にもどつてはいないことによる相違が認められる。すなわち、諸大夫以下若年寄は檜垣の間、人持・頭分らは柳の間、御居間書院、船の間と階層的な部屋の使われ方がされていた。

すなわち、從来奥書院・小書院で行われていた元日儀礼が檜垣の間に集約され、竹の間での儀礼が柳の間へと移行し、一部御居間書院などで行われていたことが確認できる。

八家の初御目見えは、宝暦大火以前においては、小書院で行われており、

土佐守家のケースを見ても、直躬・直方は、この場所において初御目見えを行つてゐる。しかし、大火後には、八家の長連愛(初御目見えは明和八年十一月一日)や直方の孫で後継の直時(初御目見えは文化四年三月一日)も檜垣の間ににおいてなされていることが見て取れ、小書院の役割を檜垣の間が担つてゐた証左がみとめられるのである。

6 新知拝領

宝暦十二年正月六日、直方は角入れを行い、父より「秋之嵐」の刀を拝領した。角入れとは、「元服」⁽⁶⁾三年前の男子が前髪の額際両隅を剃り込むことを指す。

また、拝領の刀は「秋之嵐」の銘をもち、室町後期の美濃の刀工二代兼元の作と伝えられたものである。家祖利政からその嫡男直之に譲られ、代々(六)土佐守家に相伝されたものである。

その一年後の宝暦十三年正月六日に前髪を執り元服した。父の直躬はその日記に、

馬日 今朝内匠前髪執、名三左衛門と相改、益事之上山城国国行刀⁽⁷⁾公手自送⁽⁸⁾

としたためたように、このとき通称を内匠より三左衛門とし、直躬がその父直堅から受け継いだという山城国国行の刀を手すから直方に譲つた。なお、三左衛門という通称は、先に述べたように直方の高祖父直之(利政嫡男)が用いた通称でもある。早世した長兄直履も、

土州家嫡三左衛門、今日初而出仕之由、最前主税ト号ス、額ニ角被入、袖下被留候ニ付、先祖之称号ニ被相改体也、

(加越能文庫「大野木克實日記」⁽⁹⁾寛延三年九月朔日条)と角入れの段階で主税から三左衛門と改称した。この通称を名乗るということは、土佐守家の嫡男であることを内外にアピールしたことになる。

れ方に關する記述が散見できる。

まず、直方八歳の春七種の祝いをしている際に病みだした妹が「書院のうしろの部屋」にいたと記憶しているほか、そのころ清香院の御座があつた「書院のうしろの間」、直方が嫡男となつたとき直方が溜まりとして用了「千鳥の間の横の三畳敷」、直方の座所となつた、長屋続きの「典膳様の部屋」、十七歳の秋に移つた「表ノ御居間」、同時に直躬が移つた「奥ノ御居間」などがあった。また、父が死亡する際の記載では、「御寢所」や「筋之間」などがあつた。また、「奥ノ御居間」がみえる。

以上、数少ない例ではあるが、元日の諸作法や部屋の使われ方、後述のような先祖伝来の刀剣の授受などにおいても武家の作法や生活の一端が伺える。

4 藩主への初御目見え

「一代之雜事」では、十一歳のとき（宝暦八年正月四日）、直方は、金沢城に登城し、藩主へ初めて御目見えした。このときの藩主は、かつて直躬が養子に望んだ健次郎こと重教であつた。すでに直方を嫡子にしたいとする願いを差し出しており、宝暦五年四月朔日に藩主の許可が出されていた。それから一年後の正月にお目見えとなつた。当日は「主殿助様御同道二而御城二出ル」とあり、叔父前田季陳同道のもとで登城、藩主に拝謁した。このときは「ノ丸御殿の裏式台から中に入り、矢天井の間を屏風でかこみ、このを「溜り」とした。藩主への「御礼」は、晴れがましい規式でもあつたが、緊張を強いられたもとで複雑な武家儀礼をこなしていかなければならなかつた。そのため、「ならし」は不可欠なものであつた。「ならし」は、対面の儀礼にともない、場所や所作を確認するものであり、対面の儀礼がある場合にはなされたものようである。江戸城において大名たちも將軍お目見えの際には「ならし」を行つており、七代藩主宗辰も將軍吉宗に初御目見えし

た際には、幕府の奏者番や老中松平乗邑（左近將監）らに所作を習つたことは、加賀藩の近習であつた遠田勘右衛門の日記⁴⁾でも記されている。

この時のお目見えの場は小書院縁類一畳目であつたという。小書院は、文化年間の「国格類聚」では、「年寄中等年頭御礼」「人持以下御判物等頂戴」となつてゐるが、直躬・直方の場合も小書院で初御目見えを迎えてゐる。宝暦大火以前においては、小書院がどうも八家嫡男の初お目見えの場所として機能してゐたようである。

直方の初御目見えは、嫡男となつて最初の城との関わり合いであり、いわば、土佐守「家」の儀礼から「城」の儀礼への広がりをみせた瞬間でもあつた。

5 宝暦の大火と直方

宝暦九年四月十日、金沢寺町からおこつた火災は、強風をうけて金沢城下を南東から北西方向に縦貫する犀川を越え、瞬く間に金沢城下の多くを焼失する、未曾有の大火となつた。金沢城もこの火災で「ノ丸御殿を含め大半を焼失しており、城や城下町の復興があらたな課題となつた。

この火災では、幸いにも城の西方、高岡町に位置した土佐守家の上屋敷は焼失をまのがれているが、このとき十二歳の直方は、火事装束を身につけ、広岡にある土佐守家の下屋敷に避難し、火災が鎮まりをみせた翌十一日に歩行で上屋敷にもどつたといつ。

一方、金沢城では、幕府の許可を得て再建事業が進められた。まずは、藩主の居住・執務空間・儀礼空間ともいえる「ノ丸御殿」の再建に着手した。宝暦十二年には竣工、「三ノ丸」と「ノ丸」の境界に位置する橋爪門も再建された。ただし、竣工といつても、財政的な制約もあつてか、全く元通りに再建されはおらず、その後も少しづつ手が加えられていた。およそ「ノ丸御殿」でも儀礼をおこなう表の空間は完全な復旧とはならなかつた。

い、土佐守家においても嫡男とそれ以外の子女では用いる紋が異なつていたことがわかる。この点については、おそらく他氏の藩士家でも同様であつたろう。

2 名乗りの変化

藩士の日記や記録を見ていくと、何度か通称や実名を変えていることがわかる。直方の場合、幼名より數度通称を変えている。土佐守家伝來の「家譜」は、控えの意味もあつてか、詳細な内容をもつているが、通称の変化については記されていない。この点については、「一代之雑事」が補つてくれている。

直方の幼名は三治郎（家譜では「三次郎」）であり、「ハツノ四月朔日迄三治郎といふ」と記している。父から藩主に願い出て、嫡男として正式に認められたことから、これを契機に九八郎と改名したのである。九八郎は、三代直作・四代直堅が用いた「先祖の名乗り」であった。

ついで、十歳の十一月には、内匠と改めている。これは、木工、宇右衛門、内匠の候補から内匠を撰んだものである。これも三代直作が使用したものであつた。内匠への改名は、翌年の年頭に藩主へ初お目見えを控えていたことから、これを期に改めたものであつた。

次いで、元服するにおよんで三左衛門に改める（後述）。これは、土佐守家一代直之（利政の嫡男）が用いたもので、兄直履や直方の子直諒（直方の子）・直養（直諒の弟）、幕末維新期の当主直信が使用している。三男の直方が長兄のあとを受け継いで三左衛門を称したことは、土佐守家を後継するということを主張しているのであり、きわめて重要な意味を持っていたことにならう。なお、「一代之雑事」では、喜右衛門を称したとの記述がみられる。「家譜」には喜右衛門を名乗つたという伝承はなく、今後の課題としたい。

以上のように、改名は嫡男として藩主に認められたとき、初御目見え、元服の際などが名乗りを改める大きな契機となつてはいたことがわかる。

3 土佐守家の作法と上屋敷

「一代之雑事」や前田土佐守家資料館に所蔵される直躬の日記⁽³⁾を読んでいくと、土佐守家の儀礼や上屋敷の部屋の様子が断片的ではあるが伺い知ることができる。藩主在府中の宝暦三年の例では、直躬は、元日七つ時に起床、奥方での祝いを行つたのち、五つ時登城した。金沢城内で行われる年頭の儀礼のための登城であった。城内では、八家や家老役が諸士の挨拶をつけていた。ついで御広式へ参上し、四つ時に屋敷に戻つた。戻つた直躬は、今度は一族の年礼を受けるとともに、家の儀式、すなわち、土佐守家臣の挨拶を請けた。出入りの町人などからは通りがかりの際に年頭の（四）あいさつをうけている。ほかの年の様子をみると、宝暦五年には早朝に清香院へ使者として納戸役を遣わし昆布を呈し、城からもどつたあとにも年賀におとずれるなど清香院「直躬生母に關するする記述がある。一方、同年元日の土佐守家の儀礼関係で、「小將小頭^{もへ}至歩小頭於網代廊下統礼、独礼断者前列居^{近習・小將組}」とあるほか、宝暦九年の例では、「家中年礼、予眼氣悪敷故、給人迄於筋間独礼、余、筋之間ニテ一統礼也、」などと記されている。家臣の年頭礼に先立つて連枝や子息たちの挨拶をうけており、ある程度の年齢に達した男子からは鳥田の献上があつたようである。寛延元年の例では、直躬は長袴で挨拶を受けている。

元日の儀礼については、「一代之雑事」に、「山吹之間ニ而太刀目録ニ而御礼申上、番頭披露する」とあり、宝暦六年の元日、九歳の直方が山吹の間ににおいて父君に対して挨拶を行つたとの記載があるので、土佐守家においても嫡男と家臣とでは御礼を行つ部屋が異なつていたことを示している。このほか、儀礼ではないが、「一代之雑事」では、上屋敷内の部屋の使わ

るに麻疹を患つたところから書き始められている。早世した長兄直履の許嫁として一時期土佐守邸に住まいした多喜姫（大聖寺藩主前田利章娘、直履早世のち幕府高家前田長敦室となる）を「かすかにおほえたり」と記し、「七ツ計の時典膳様と川江つれたちて行たる事あり」として、幼少期の記憶から思い起こし、家督を相続し、叙爵・勝手方御用を勤めるまでを記述している。この史料が書かれた年代は不明ではあるが、手掛かりとしては「御改法」の文字がみえる点にある。この「御改法」が前藩主重教による、いわゆる「天明の御改法」を指すものとすれば、天明五、六年（一七八五、六）以前には遡らないことになる。そのころ書かれたものとすれば、直方の三十代後半から四十代にかけてにあたることになる。内容からみても手跡からも直方自身のものと想定できるから、そうなれば、上級武家の作法についてみるきわめて貴重な史料といふことができる。

なかには、宝暦五年、幕府巡見上使大河内善兵衛が加賀を訪れ、土佐守邸に立ち寄った際、芥子雛等を拝領したことも見えるなど、興味深い内容をも含んでいる。

以下、「一代之雑事」の記述のなかから江戸中期の武家作法やそれとともに大名居城との関わりあいを中心に、注目すべき事柄についていくつか紹介していきたい。

1 梅鉢紋の使用

さて、最初に、土佐守家の家紋に関する内容がみられるので、まずはこれからみていきたい。

家紋は、その家のシンボルであり、本家・分家との間で明確に区別されていた。徳川将軍家と御三家との間でも異なつていて、それは、加賀前田家においても例外ではなかつた。

土佐守家の家紋は梅鉢紋である。前田氏の一族は、古くから梅鉢信仰を

もつていたことから、梅鉢紋を使用していたとされている。よく知られている剣梅鉢紋は、五代藩主綱紀が延宝期に剣梅鉢紋を藩主家の定紋とすることを明らかにし、濫用を禁じてその独占化をはかつた。藩主家の剣梅鉢紋使用に関しては、当主と世子のみが剣梅鉢紋を用いており、囲みをつけなどした他の子女とは視覚的に明確な差異を設けるようになった。また、利常の次男利次を祖とする富山藩主家、三男利治の系譜をひく大聖寺藩主家もそれぞれ丁子梅鉢紋、棒梅鉢紋とするなど本家・分家の間でも区別がされるようになった。

こうしたなか、享保十九年（一七三四）に、藩主家の紋をめぐつておこったのが、いわゆる剣梅鉢紋一件である。詳細は割愛せざるをえないが、直方の父直躬が、当家が五代綱紀から剣梅鉢紋使用を許可されていたとして、五位の装束である大紋に藩主家と同じ剣梅鉢紋を用い、道具類にまで付けた。いわば藩主家と一族老臣との対立の構図をとつたが、同時に剣梅鉢紋の使用に関してあらためて確認がなされ、梅鉢紋使用に関して藩内で意思統一がはかられた。

一方、綱紀の代には、梅鉢紋を媒介として一族老臣の統制をおこなつており、主な前田姓の家臣に対し、無剣・有軸の梅鉢紋使用を許可した（「御紋御免」）。金沢の城下町絵図や藩士の武鑑などをみると、土佐守と同様八家の一つである前田対馬守家（長種流、前田本家と位置づけられ、利家嫡女（の嬪家）などの老臣家において同様の家紋がみられるのは、藩主家からの「御免」の賜と考えられるのである。

土佐守家の場合に戻つてみると、当主は梅鉢紋を用いることになつていた。徳川将軍家と御三家との間でも異なつていて、それは、加賀前田家においても例外ではなかつた。

土佐守家の家紋は梅鉢紋である。前田氏の一族は、古くから梅鉢信仰を

れると

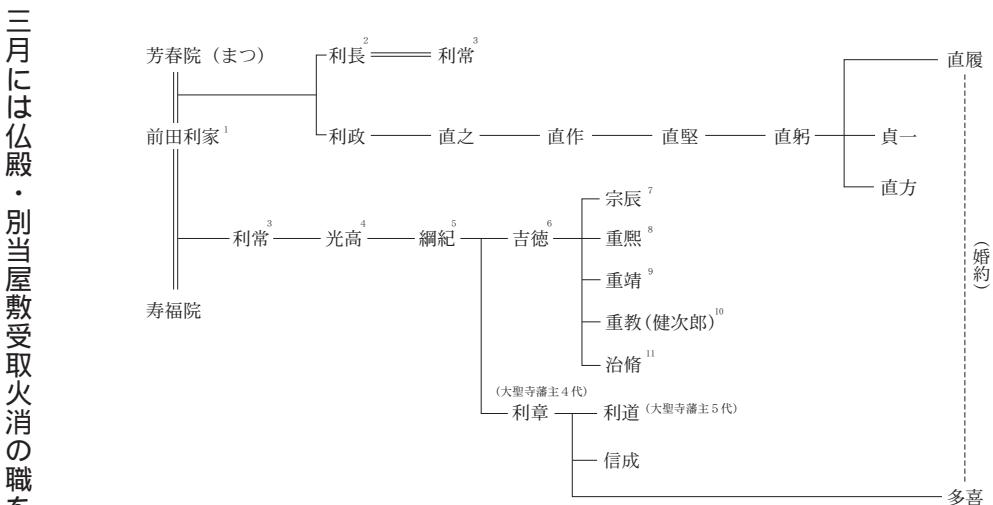


図 前田家略系図(数字は加賀藩主であることを示す)

の解釈もされているが⁽²⁾、民部信成は、直履許嫁で、直履没後実家である大聖寺に戻った多喜姫(後述)の同母兄であり、信成・多喜姫の父は前田綱紀の子で大聖寺藩主家を継いだ利章である。一方、健次郎は利章の兄吉徳の子であるから、すなわち三者はいずれも前田綱紀の実の孫にあたり、直躬が綱紀の血統にこだわりをみせたという見方もできるであろう。

結局のところ、その望みは実現せず、直躬は、三男直方に土佐守家の後継をまかせることにしたのである。その後直方は、宝暦八年(一七五八)、藩主重教への初御目見え、宝暦十三年正月には元服を迎え、同年の五月に新知二五〇〇石(与力知五〇〇石)を得た。翌宝暦十四年

父が没すると、六月にはその遺知を受け継いで家督を相続、安永四年に藩財政を担当する勝手方御用主付に任命された。七月には月番・加判、安永六年五月人持組頭、ついで同年十一月叙爵して土佐守となるなど、足早に土佐守家の当主としての歩みを進めていくのである。ただし、家督を相続して以降体調を崩しがちであったようで、寛政元年(一七八九)九月、月番・加判、勝手方主付を省かれるなど、藩政から退いた時期もあった。しかし、十二代藩主齐広のもとで政治的な復活を果たしており、文化二年(一八〇五)五月嫡男の直養(内匠助)が没したのを契機として、再び文化三年九月、もとのように月番・加判、同七年六月御勝手方御用を命ぜられた。文化九年隠居が認められて家督を嫡孫直時に譲つて近江守を称したが、改作方復帰政策に主導的な役割を果たしたことでも知られ、一時期ではあるが再び藩政の牽引役としての役割を果たした人物の一人である。文政六年(一八二三)十一月、七十六歳で没した。(本文末の略年譜を参照されたい)

一方で、直方の足跡をみていくと、藩の執政としての側面だけではなく、父の素養を受け継いで文化的な素養をあわせもつた人物であつたことがわかる。寛政四年に創建された、藩の武学校、経武館の額を揮毫したことでも知られるほか、前田土佐守家伝来の史料には、年寄や人としての道を説く覚書が数多く残されており、学者としての一面も見せている。

二 「一代之雑事」にみえる作法

さて、「一代之雑事」はタテ一一〇・一〇三、ヨコ一四・〇〇の比較的小型の帳冊(袋綴)で、墨付は十二丁である。著者は記されていないが、本史料には、「当家第六世 詠帰院(直方)君之記録 五世孫 直行識」という明治期の当主前田直行のメモがあわせて残されていて、内容をからみても直方の履歴と合致するから、直方自身のことについて書かれたものであった。冒頭に「はしかは六計の事、奥ノ書院をかこふてあるなり」と、六歳のこ

加賀八家の作法と金沢城

—前田土佐守家資料館蔵「一代之雑事」の紹介を兼ねて—

石野友康

はじめに

近世の城郭が武家儀礼の中核としての機能を有していたことは、いまさらいうまでもないことである¹⁾。そのなかでもっとも重要なものが元日の儀礼であり、私がこれから述べようとする加賀藩前田氏の居城、金沢城の二ノ丸御殿においても、藩主在国中においては、諸大夫の執政(年寄)は、奥書院において大紋を着して直垂・風折鳥帽子姿の藩主に拝礼し、それ以外の年寄、家老、若年寄は小書院で、それ以下の藩士は竹の間で年頭の御礼を行うなど身分により藩主への「御礼」の部屋や服装が異なっていたことが文献から確認することができる。

しかしながら、御殿の表空間に藩士の詰所や役所が設定され、儀礼空間であるとの指摘はされながらも、元日以外の諸儀礼がどのような形で行われていたかについては十分解明されていないというのが実情である。

とくに、誕生、元服、家督相続、婚姻、病氣、死という一生のサイクルの中で藩士が大名の居城どとのように関わってきたのかという点については、平時における城郭の機能を考えていいくうえでも必要である²⁾。

前田土佐守家資料館に所蔵される「一代之雑事」は、加賀八家と称せられた加賀藩年寄前田直方(土佐守家、一七四八~一八二三)の覚書であるが、幼少期から家督を相続する前後の八家の諸作法や儀礼についての一端をうかがい知る貴重な内容を有している。そのため、拙稿では、末尾に翻刻し紹介するとともに、これにしたがい作法・儀礼のありかたの一端について述べてみたいにしたい。なお、藩主前田家とこの藩老前田家を区別するため

直方の前田家を前田土佐守家、もしくは土佐守家といつ名前を用いることにする。

—前田直方について

最初に前田直方について触れておきたい。

前田直方の前田家は、加賀藩祖利家の「男利政を家祖とする藩主一族の老臣の家であり(知行一〇〇〇石 うち守力知一〇〇〇石)、五代直躬以降、四人の土佐守を輩出している」とから、一般には前田土佐守家と呼称している。

家祖利政の生母は、利家の正室芳春院(まつ)で、いわば土佐守家は、利家とその正室の血脉を受け継ぐ家柄であった。そのため、利家側室を母に持つた四男利常の系譜をひく藩主家からはおのずと意識される存在でもあった。

直方は、その六代目で、寛延元年(一七四八)閏十月、加賀騒動でも著名な土佐守直躬の三男として金沢広岡の土佐守家下屋敷で誕生した。幼名を三次郎と称した。直方には、二人の兄がいたが、寛延四年に長兄直履が十五歳で没し、次兄良弼が前田貞幹の末期養子となり貞一となっていたから、三男であつた彼が嫡子として認められたのである。しかしながら、すんなりと直方が繼嗣となつたわけではなかつた。直履がなくなつた翌日の寛延四年閏六月二十日の日付で、父の直躬は、三次郎(当時四歳)が病弱だとして、代わりに加賀藩六代藩主吉徳の子健次郎(のちの十代藩主重教)か、もしくは大聖寺藩主前田利道の弟民部(信成)を養子にしたいと藩主重熙(吉徳の子で健次郎の異母兄)に申し出たのである。結局、直躬には三次郎のほかにも男子がいることから、「内存ニ可相願筋目之者數輩指置、他人養子ニ願候段、不料簡至極」³⁾と重熙は不快感を示し、却下した。直躬の真意については明らかではない。「直躬の藩主一門といつ強烈な自我意識」がくみ取